

安全の手引き

(目次)

<u>I</u>	<u>はじめに</u>	2
<u>II</u>	<u>防犯の手引き</u>	
1	<u>海外生活における安全対策の基本的心構え</u>	3
2	<u>最近の犯罪発生状況</u>	4
3	<u>具体的な防犯対策</u>	5
4	<u>交通事故と事故対策</u>	9
5	<u>テロ対策</u>	10
6	<u>空襲警報時における対処策</u>	11
7	<u>ガザ・西岸地域の概況</u>	12
8	<u>緊急連絡先等</u>	12
9	<u>「在留届」の提出について</u>	13
<u>III</u>	<u>緊急事態対処マニュアル</u>	
1	<u>平素の心構え・準備</u>	15
2	<u>緊急時の行動</u>	16
<u>IV</u>	<u>おわりに</u>	18

別添 1 : 各種重要連絡先

別添 2 : 緊急時チェックリスト

[目次へ戻る](#)

I はじめに

この安全の手引きは、「自分の安全は自分で守る」という基本的な心構えの下、イスラエルで生活される日本人の皆様が知っておかれた方が有益と思われる各種情報をまとめたものです。もちろん、これで十分というものではありませんが、防犯対策として、事件・事故に巻き込まれないために、少しでもお役に立ていただければ幸いです。

また、地震・津波等の大規模な自然災害、戦争・暴動等の緊急事態発生の際には、皆様の安全確保のため、大使館は全力で対応に当たります。そのような状況に備えて、皆様各人が平時より安全対策に万全を期すること、また、有事の際には、的確な対応をとられることが極めて重要です。特に、第Ⅲ章では、緊急事態時の行動について、皆様の平素の心構えと必要な準備とともに、必要な諸点がまとめられております。本手引きを参考として十分な準備を行うとともに、有時には、落ち着いて対処できるよう心がけて頂ければ幸いです。

[目次へ戻る](#)

II 防犯の手引き

1 海外生活における安全対策の基本的心構え

当国の、一般犯罪の発生率は日本に比べ高くなっています。そのような状況の中で、自分とご家族の安全は、自分達で守るとの強い心構えが大切です。一方で、当国の治安は、その時々政治情勢に大きく左右されます。テロ・暴力事件の発生は減少傾向にあるますが、依然として事件が発生することがあり、また、武力紛争が発生する可能性も念頭に置いておく必要があります。

(1) 予防に努める

事件、事故、災害等に巻き込まれないよう、普段からの心掛けこそが有効な予防手段であることを肝に銘じることが大切です。安全対策のための経費は価値ある投資と言えます。

(2) 安全のための三原則の順守

安全のための三原則とは、「目立たない」、「行動を予知されない」、「用心を怠らない」ことです。この三原則を守って生活することは、簡単なことではありませんが「備えあれば憂いなしです」です。ご家族、会社内でも、是非この三原則について意識する機会を設けることをお勧めします。

(3) 住宅の安全確保

住居は生活の基盤であり、その安全を確保することは安全対策の中でも最優先事項です。住居の選択に際しては、十分な安全対策が講じられているかを確認されることをお勧めします（3参照）。

(4) 人間関係の構築

普段より隣人、コミュニティー、在留邦人等との付き合いを通じ、個人や組織との間でのネットワーク作りに心掛けることが大切です。有事の際に隣人等の助けも得られ、有益な情報入手等にも役立ちます。

(5) 精神衛生と健康管理

普段から精神と健康のバランスを図ることが重要です。適度な運動、外食等、リフレッシュに心掛け、リラックスできる方法を見出すことに努めることが大切です。有事の際に安定した精神状態が持続し得るのも心体のバランスが保たれてこそとも言えます。

[目次へ戻る](#)

2 最近の犯罪発生状況

(1) 犯罪件数

イスラエル国家警察の統計によると、2017年12月末時点の当国の犯罪発生件数は330,196件で、約1分30秒に1件の割合で事件が発生しています。なお、日本の犯罪発生件数と人口比を基に比較した場合、イスラエルは日本の約5倍となります。

(2) 日本人の被害事例

日本人の犯罪被害のほとんどは旅券や現金等の盗難被害（すり、置き引き等）であり、ちょっとした隙に被害に遭っています。なお、凶悪犯罪については、日本人の被害件数は少ないものの、国内ではかなりの件数が発生していますので、被害に遭わないよう注意を怠らないことが大切です。

- ・ オールド・ヤッフオ（テルアビブ南部）において食事中、乗り付けた車の窓ガラスが割られ、座席においておいたバッグ（現金、旅券等）及びパソコンが盗まれた。

- ・ エルサレムのホテルに戻る際、物売りの老人に話しかけられ、更に子供たちに囲まれたため、気を取られている隙にバッグの中から全財産の入った財布が抜き取られた。

- ・ エイラットビーチにて遊泳中、砂浜に置いていたバックから現金、旅券を盗まれた。

- ・ エルサレム旧市街の人混みにて、貴重品を入れておいたウエストポーチが盗まれた。

- ・ オールド・ヤッフオのマーケットで客引き数名にしつこく付きまとわれ、気がついた時には、バッグが開けられ、旅券や貴重品が抜き取られていた。

- ・ 死海の近くにあるホテルのロビーにおいて、荷物から目を離した隙に貴重品を入れたリュックを盗まれた。

- ・ 死海にて遊泳中、ロッカーの鍵が開けられ、中に入れておいた現金を盗まれた。

- ・ テルアビブのホテルにて朝食中、見知らぬ者に声をかけられているうちに、他の者によって座席の横に置いていたバッグが盗まれた。

- ・ テルアビブのマーケットにて、見知らぬ男に話しかけられている隙に、他の者によってバッグが開けられ、財布、旅券等が抜き取られた。

[目次へ戻る](#)

3 具体的な防犯対策

(1) 住宅関係

当国における侵入盗の発生率はかなり高いため、住宅を選ぶ際には、安全確保を最重要点とし、物件[立地条件、家屋の形態（集合住宅か独立家屋か）、防犯上の問題点]を調査し、安易に妥協しないで選ぶことが大事です。住宅を新たに選定する場合は、次の点にご注意下さい。

ア 住宅周辺的环境及び治安情勢

警察、消防、医療緊急機関等の位置を確認しておくことが大切です。また、テロの対象となるような施設（例えば、利用者が多いバス停や人の出入りが多い公共の建物）が隣接していないか、近隣住民の生活水準及び信頼度、安全意識の有無等の確認も重要です。

イ 独立家屋

独立家屋は広々としており開放感がありますが、外部からの侵入に対しては隙が生じやすく、十分な防犯対策が必要となります。具体的な防犯対策については以下を参考にして下さい。

- ・ 塀、外壁、門扉、駐車場は外部からの侵入を防止できる構造になっているか
- ・ 少なくとも、1階部分の窓、テラス等には鉄格子等の侵入防止設備を取付け、必要に応じて2階にも同様の設備が取り付けられているか
- ・ 外周及び庭には防犯灯・センサー等が設置されているか 等

ウ 集合住宅

賊の侵入を防ぐ意味では、集合住宅（日本式の3階以上）の方が独立家屋よりは防犯性が高く、隣人の援助も得られ易いので、安全対策上有利です。しかし、集合住宅には不特定多数の人が建物内に出入りするという欠点があります。そのため、以下の内容を参考にした防犯対策を考慮願います。

- ・ 建物の出入り口はビル側によりしっかり管理され、住居者以外の者が勝手に出入り出来ないような構造になっているか
- ・ 集合住宅（アパート／マンション）の最上階の場合は、屋上からの侵入盗の事例があるため、十分な防犯設備が整っているか
- ・ 来訪者の確認はインターホンやテレビ監視装置で行えるようになっているか
- ・ 駐車場は24時間体制で管理人や守衛により管理されているか
- ・ 緊急時の警報装置が設置されているか、また、正常に作動するようになっているか
- ・ 緊急時に安全にかつ迅速に退避出来るよう、防火設備や非常階段があるか 等

[目次へ戻る](#)

エ 共通事項

また、独立家屋、集合住宅共通の留意事項として、次の点にご注意下さい。

- ・ 玄関の扉は頑丈か、内開きか、2つ以上の錠前とドアチェーンがついているか
- ・ 扉には、覗き穴、インターホン（テレビ監視付が望ましい）等の訪問者を確認する手段があるか
- ・ 警報装置、防火設備、非常階段、避難用シェルター等は整備されているか
- ・ 駐車場は敷地内若しくは地下式で、外部からの侵入を防止できる構造か（当国では自動車盗難が多発しているため、住宅の選定に合わせ駐車場の安全確保にも留意して下さい。）

最後に、住宅の安全対策に「これで十分」ということはありません。可能な範囲で防犯設備の充実を図るとともに、常に「鍵のかけ忘れ」がないか等の防犯意識を持ち続け、自己防衛に努めて下さい。また、住宅の選定に当たり業者に仲介を依頼する場合は、複数の業者の中から信頼のおける業者を選ぶことも大切です。物件を直接自分の目で見て、居住性ばかりでなく防犯面での確認を怠らないよう努めて下さい。

（２）犯罪種別と防犯対策

ア 盗難事件（窃盗、スリ、置き引き等）

当国における邦人が被った犯罪被害は盗難被害が多く、その多くが「荷物から目を離した」隙に被害に遭っています。「ほんの短時間だから大丈夫だろう」という油断は禁物です。

<防犯対策>

- ・ バッグや上着、ズボンのポケット等、盗まれやすい所には、貴重品を保管しない
- ・ 見知らぬ人からの怪しい誘い等の不審な行為があった場合には、相手を過度に刺激しないようにしつつ、毅然とした態度で対応する
- ・ 道を歩くときはなるべく車道側を避け、荷物は車道側の手に持たないようにする
- ・ 現金、旅券等の貴重品は出来るだけ分けて保管する（「被害は最小限に」を心掛ける）
- ・ 貴重品は肌身離さず携帯し、身の回りの物から目を離さない
- ・ ハンドバッグ等は、自分の体の前で抱えるように持つ

[目次へ戻る](#)

- ・ 車を駐車する際は車内に貴重品を残さず、また車外から見える場所には荷物等を置かない

イ 強盗等凶悪事件

2017年における邦人の凶悪事件（強盗、強姦事件等）の被害報告はありませんでしたが、国内全般では、かなりの凶悪事件が発生していますので、日頃からこれらの事件に遭わないように注意を怠らないことが大切です。

<防犯対策>

- ・ 夜間の一人歩きは避け、人気のない場所には行かない
- ・ 玄関のドアには必ず防犯チェーンを掛け、ドアを開ける際にはドアスコープ等で必ず外を確認する
- ・ 不審な人物、見知らぬ人が近づいてきたら、素早く現場から離れ、後を追ってくるような場合には、近くの商店等に助けを求める
- ・ 知らない人の車には絶対乗らない、また知らない人を乗せない
- ・ 私設カジノや風俗関係の場所には出入りしない

ウ 自動車盗・置き引き

当国では、自動車盗や置き引きが多発しており、一方でその検挙率は低く被害の回復は容易ではありません。

<防犯対策>

- ・ 外出先で駐車する場合は、路上駐車は避け、管理者がいる駐車場を利用する
- ・ 車には二重三重の防犯対策（各種盗難防止装置等を設置）を施す
- ・ 自宅駐車場は、門扉等を設け直接道路に出られない構造にする
- ・ ドアロックは勿論、警報装置の掛け忘れに注意する
- ・ 車内の見える場所にバッグ等の貴重品を置いたままにしない

エ その他

明らかな犯罪行為ではありませんが、エルサレム旧市街等の土産品店での強引な客引きや、土産品購入を巡るトラブルが散見されます。

<防犯対策>

- ・ 強引な客引きをする店には入らない
- ・ 商品の購入は自分の判断で行い、買いたくない場合はハッキリ断る
- ・ 財布の中身を相手に見せない

[目次へ戻る](#)

(3) 日常生活面での防犯対策

ア 訪問者に対する注意

訪問者があった場合、すぐには扉を開けず、ドアスコープ及びインターホンで訪問者を確認することが重要です。加えて、扉を開ける際には安全チェーンをかけたまま細目に開け、再度確認をしてから扉を開けるよう心掛けて下さい。

イ 使用人に対する注意（外国人を雇用する場合）

使用人は、家族と長い時間を過ごし、家族に関する多くの情報に接する立場にあります。従って信頼できる使用人を雇用できるか否かは外国で安全に生活を送るための重要な鍵ともなります。信頼できる人からの紹介の場合でも、必ず面接を行い相手の性格、在留資格、生活環境等を十分把握した上で採用することが必要です。また、公的機関が発行した身分証明書等の写しを入手する必要があります。なお、イスラエル政府は不法滞在外国人に対し厳しい取締りを行っていますので、使用人が不法滞在にあたらないことを確認する必要があります。

ウ 家族に対する注意喚起

家族にも安全に関する意識を徹底させることが重要です。最近起きた事件の概要や教訓事項等についても、配偶者の方には勿論のことお子様に対しても機会あるごとに注意を喚起するよう心掛けて下さい。

エ 外出に際しての注意

同じ時間に出かけることや、いつも同じスーパーやレストランを利用する等の、時間や場所の決まった外出行動は、犯罪に遭う危険性を高める可能性がありますので、このようなパターンの決まった外出は避け、ときどき時間や場所を変えるよう心掛けることが重要です。

オ 車での移動に対する注意

車の乗降時と、駐車場から幹線道路に出る迄の間が犯罪に最も狙われやすく危険性が高まりますので、周囲に不審な人物はいないか注意し、少しでも異常を感じたら安全が確認されるまで乗り降りしないようにし、帰宅時も同様に周辺の安全を確認した上で駐車場に入るのが賢明です。また、緊急時に備え、目的地までのルートはどこに警察や病院等の施設があるかを事前に調べ、爆発や襲撃等の対象となる可能性のある場所も調査しておき事件に巻き込まれないよう注意して下さい。

カ 電話に対する注意

電話器は、主寝室と居間等2ヶ所以上に設置、又は携帯電話を常に携帯することが望まれます。また、警察・消防署、病院等の「緊急連絡先リスト」をお子様にも見えるところに貼っておくことをお勧めします。

[目次へ戻る](#)

キ 鍵に対する注意

鍵は安全対策の基本であり，その取り扱い（保持・保管要領）には十分注意して下さい。住居の鍵は勿論のこと，勤務先の鍵，車の鍵についても厳重な注意が必要です。

ク 風俗，習慣，国民性に関する留意事項

イスラエル国内ではユダヤ教の戒律が市民生活に大きく影響しており，戒律を厳しく守っているユダヤ人居住区においては，祝祭日，安息日（金曜日没～土曜日没）に自動車の乗り入れ，写真撮影，または騒いだりする行為はトラブルの原因となり，場合によっては投石等を受けることもありますので注意して下さい。また，イスラム教の祝祭日は，ユダヤ教とは異なりますのでイスラム教徒居住区へ入る場合も注意が必要です

4 交通事故と事故対策

（1）交通事故発生状況

交通事故（人身事故）発生状況

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
発生件数	13,781	12,445	12,753	12,575	13,927
負傷者数	25,869	23,347	23,727	23,557	24,438
死亡者	309	319	356	377	364
重傷者	1,785	1,676	1,896	1,947	2,201

（出典：イスラエル中央統計局）

（2）交通事情，運転マナー

国内の主要交通手段は自動車（自家用車，バス，シェルート（小型乗り合いバス），タクシー）であり，車の通行は右側通行です。また，都市部の道路は一方通行が多く，駐車場は少なく，路上駐車が一般的です。運転マナーは悪く，運転技術も優れていません。例えば，携帯電話で話しながらの運転（法律上は禁止されています），直前での割り込み，方向指示をせず車線変更，車線をまたいだままの走行，交差点時での急停車等，後続車や周囲の車の動向には無頓着な場合が多く見られます。高速道路以外の一般道路でも時速 100 km以上での走行も珍しくなく，運転の際は勿論，歩行，横断歩道を渡る際も十分注意する必要があります。

（3）事故防止対策

交通事故から身を守るためには，周囲の交通環境に腹を立てることなく，車全体の流れに配慮した安全速度を守り，安全運転に徹することが重要です。

[目次へ戻る](#)

(4) 万が一交通事故を起こした場合

(物損事故のみの場合)

通常警察は対応してくれません。相手の氏名，住所，電話番号，運転免許証番号，自動車保険（強制，任意）番号，車検証番号，車両登録番号を確認し，保険会社に通報します。事故車両は，保険会社指定のガレージで査定を受けた後，修理を開始します。これを怠ると，保険金の支払いを拒否されることもありますので注意して下さい。

(人身事故に至った場合)

警察に連絡するとともに，負傷の程度に応じて救急車の手配等，必要な救護処置を行い，到着した警察官の指示に従います。人身事故の場合，被害者にかかる経費はすべて強制保険でまかなわれます。物損，人身事故いずれの場合でも，確実に相手を確認し必要な情報を記録し，保険会社に通報することが大事です。不用意に現場で相手方に謝罪したり，内容の理解出来ない書類に署名しないことが重要です。

5 テロ対策

(1) テロ等事件の発生状況

当国を取り巻く複雑な歴史，政治環境から，多くのテロ・暴力事件が発生してきました。現在は，治安当局の取締り強化等により以前より減少傾向にはあります。テロ・暴力事件によるイスラエル側死亡者数の推移を見ると，2010年9人，2011年22人，2012年13人，2013年5人，2014年88人，2015年25人，2016年18人，2017年20人となっています。また，自爆テロ事件については2009年以降は発生していません。当国でのテロ等事件は，基本的にイスラエル対パレスチナの対立によるもので外国人を直接の標的とはしていませんが，これらの事件に巻き込まれることのないよう，常日頃から十分な注意が必要です。

(2) テロ等からの被害に遭わないために

ア 関連情報の収集

被害に遭わないためには，日頃から新聞，テレビ等のニュースに関心を持ち，特に具体的なテロの危険性がある場合は，市民に警戒を促す報道がなされますので，見逃さないように心掛けて下さい。また，大使館（領事班）でも，必要に応じて情報提供を行います。

[目次へ戻る](#)

イ 危険な場所には近づかない

テロ事件に巻き込まれないためには、テロ攻撃の標的となりやすい不特定多数の人が集まる場所、または比較的密閉空間となっている場所（繁華街のショッピングセンター、公共バス、バス停留所、レストラン等）には、なるべく近づかないよう注意し、やむを得ず利用する必要がある場合には、周囲の状況に注意した行動を心掛けることが大切です。

ウ 不審な物にはさわらない、近寄らない

爆発物の疑いのある不審な物を発見した場合には、それにさわることなく、速やかに対象物から遠ざかり、警察に通報して下さい。

6 空襲サイレン吹鳴時の対処法等

(1) 当地においては、ガザ地区、レバノン領及びシリア領内からのロケット弾等飛来の対処について留意しておくことが必須です。

(2) ロケット弾等飛来による空襲サイレン吹鳴時に迅速に退避出来るよう、予め最寄りのシェルターの確認をしておくよう心掛けて下さい。

(3) ロケット弾等による攻撃に際しての対応について、イスラエル民間防衛軍は、以下のウェブサイトやラジオ等でも案内していますので参考にして下さい。

・民間防衛軍 (Home Front Command) URL

<http://www.oref.org.il/894-en/Pakar.aspx>

Contact the Information Center of HFC by phone : 1 0 4

(4) 空襲警報のサイレンが鳴った場合、或いは爆発音が聞こえた場合、対応できる時間（以下 URL 参照）に従い、以下の通り防護の体制を取ってください。

地域別警告時間 URL

<http://www.oref.org.il/1096-en/Pakar.aspx>

ア 建物内にいる場合

退避できる時間の長さに従い、安全が確保できると思われる場所、シェルター、（厚い壁コンクリートの壁と鉄の扉等により）強化されたセキュリティールームに入り、ドア、窓を閉じる。

イ 建物の外にいる場合

退避できる時間の長さに従い、最寄りの建物に入る。近くに建物、遮蔽物、シェルターがない場合、或いは、オープン・スペースにいる場合、地面に伏せ、頭部を手で保護する。

[目次へ戻る](#)

ウ 運転中の場合

道路の脇に停車の上、車外に出て、最寄りの建物・シェルターに入る。建物・遮蔽物・シェルターへ行けない場合、車外に出て、地面に伏せ、頭部を手で保護する。車外に出られない場合、道路の脇に停車の上、10分間待つ。

エ 保護スペース、シェルター、強化されたセキュリティー・ルームのない4階建以上のビルの最上階に居住する場合には、2階降りる。

オ 保護スペース、シェルター、補強されたセキュリティー・ルームのない3階建以下のビルの最上階に居住する場合には、1階に降りる。

カ 爆発物やその破片による危険を避けるため、ビルの出入り口付近に留まらない。

キ 特に指示がない場合には、10分後に保護スペースから出てもよい。

ク 不審物やロケットを見かけた場合には近づかないことが重要であり、周囲に物見高い見物人がいる場合は、近づかないよう呼び掛け、警察に通報する。

ケ メディアが発信する指示を継続的に確認する。

7 ガザ・ヨルダン川西岸地区の概況

同地区には「レベル3：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」の危険情報が発出されている地域が多くありますので、本手引きに記載の情報とあわせて、以下の海外安全ホームページに掲載している渡航情報もご確認下さい。

http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_044.html#ad-image-0

8 . 緊急連絡先等

(1) 緊急連絡先 (別添1：各種重要連絡先をご参照下さい)

(2) 緊急時の言葉

「シェルター」=ミクラット

「警察」=ミシュタラー

「消防車」=カバイート

「救急車」=アンブランス

「泥棒」=ガナブ

「強盗」=ショデッド

「日本大使館」=シャグリルート・ヤパン

「警察を呼んで下さい」=ナー・リクロー・ラ・ミシュタラー

「日本大使館に連絡して下さい」=ナー・トディウ・レ・シャグリルート・ヤパン

[目次へ戻る](#)

「助けて下さい」＝タツイルー

「ありがとう」＝トダ

「危ない」＝サカナ

「痛い」＝コエブ

※ 当国では一般的に英語が通用しますので、必ずしもヘブライ語だけを使用する必要はありません。

9 「在留届」等の提出について

万が一、在留邦人の皆様が事件・事故や思わぬ災害に遭った場合には、大使館は「在留届」をもとに皆様の所在地や緊急連絡先を確認し援護活動を行います。しかし、在留届が提出されていない場合は、大使館は皆様が滞在していることを知り得ることが出来ませんので、迅速、円滑な救援活動を行うことができません。「在留届」はあなたの安全のために必要なものですので、提出をお忘れなくお願いします。

(1) 在留届,

外国に住居又は居所を定めて3ヶ月以上滞在する人は、その地を管轄する日本国大使館等に在留届を速やかに提出する必要があります。在留届の提出は大使館での届出のほか、インターネット、Eメール、FAX、郵送でも提出することができます。また、届出用紙は、大使館に備えてつけてある他、外務省ホームページからもダウンロードできます。,,,,,

(在留届電子登録システム(ORRnet)URL)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/chui.html>

(在留届用紙ダウンロードURL)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/image/zairyu.pdf>

なお、在留届提出後、転居等在留届の記載事項が変わったときや帰国するときには、必ず大使館にご連絡下さい。在留届の情報管理は、厳重に行われていますので、ご安心下さい。

[目次へ戻る](#)

(2) 短期滞在の方のための在留登録

3か月未満の短期滞在の方（観光旅行・出張者等）についても、現地での滞在予定を登録していただけるシステムとして、2014年7月より、外務省海外旅行登録（「たびレジ」）の運用を開始しています。登録者は、滞在先の最新の渡航情報や緊急事態発生時の連絡Eメール、また、有事の際の安否照会、緊急連絡等が現地日本大使館（総領事館）から配信されます。是非ご活用ください。

（外務省海外旅行登録「たびレジ」URL）

<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

[目次へ戻る](#)

Ⅲ. 緊急事態対処マニュアル

1 平素の心構え・準備

(1) 連絡体制の整備

ア 在留届を大使館に提出されていない方は、速やかに提出をお願いいたします。

イ 大使館から、緊急連絡網により必要な連絡を行いますので、転居、転勤、電話番号変更等の届出内容に変更があった場合も、速やかに大使館領事班にご一報下さい。

ウ 緊急事態はいつ起こるか分かりません。そのような場合の家族間、企業内等での緊急連絡方法、集合場所について、予め決めておいて下さい。近隣地域の方同士で相談されるのも効果的と思います。また、通常から、極力お互いに所在を明確にするようにして下さい。本邦のご家族との連絡手段は、普段使用している電話のみならず、Eメールや特定の緊急連絡先等複数設定しておいて下さい。

エ 電話回線が使用できなくなった場合等は、NHK 海外放送を利用して必要な連絡を行うとともに、テルアビブ近郊（半径約 20 kmの地域）向けに、大使館から FM 放送を行うことがありますので、短波及び FM 放送の受信が可能なラジオ（FM 放送は車に装備されているラジオでも受信可）を準備することをお勧めします。短波ラジオで受信できる NHK 海外放送（Radio Japan）中東・北アフリカ向けの周波数は、以下のホームページをからご確認いただけます。（※ 居住する場所周辺の地形等により受信状態に差があります。）

- ・ NHKワールドホームページURL

<https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/>

- ・ 短波ラジオ周波数（中東アフリカ地域）

9620 KHz（キロヘルツ），9765 KHz，9670 KHz

※ 上記周波数は定期的（年2回）に変更されますので、最新の周波数は以下のURLよりご確認いただけます。

（短波ラジオ周波数一覧（日本語放送の周波数は下部に掲載）

https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/resources/brochure/pdf/rj_frequency.pdf

- ・ FM放送周波数

88.2 MHz（メガヘルツ），予備 89.2MHz

[目次へ戻る](#)

(2) 一時避難場所及び緊急時避難先場所について

ア 一時避難場所の検討

戦闘、騒乱に巻き込まれる可能性があるときは、常に周囲の状況に注意を払い、情報を収集し、危険な場所に近づかないように心がけて下さい。巻き込まれそうになった場合のとりあえぬ避難場所について、日頃から検討、関係者と共有するとともに（緊急時には電話回線が混雑するおそれがあります。）、常に頭に入れておくことが重要です。自分が今どこにいるのか（勤務先、通勤途上、自宅等）、自分がどのような事態に巻き込まれそうか等、いくつかのケースを予め想定して、各自の一時避難場所（外部との連絡が可能な場所をお勧めします）を検討しておいて下さい。

イ 緊急時集合場所の確認

緊急事態発生時の状況に応じて、大使館より指定する緊急時集合場所への集結をお願いすることがあります。

(3) 緊急事態における必要携行品、非常用物資等の準備

ア 旅券、現金、着替え等最低限必要なものは、直ちに持ち出せるように予めまとめて保管しておいて下さい。

イ 緊急時には一定期間自宅での待機をお勧めすることもありますので、水、非常用食糧、医薬品、燃料等を最低限準備しておいて下さい。

ウ 準備しておくべき物については、別添2のチェックリストを参考にして下さい。

2 緊急時の行動

(1) 心構え 何よりも、平静を保ち、流言飛語に惑わされたり、群集心理に巻き込まれることの無いように、注意して下さい。

(2) 情勢の把握

ア 緊急事態が発生、又は発生するおそれがある場合には、大使館は皆様の安全を確保するために、情報収集、情勢判断及び方針策定を行い、一斉Eメール及び当館ホームページ掲載等を通じて必要な情報を随時お伝えします。

イ また、必要に応じてNHK海外放送により連絡を行いますので、これも受信できるようにしておいて下さい。

ウ 上記(イ)や(ロ)と平行して、当地や外国の報道、衛星放送テレビ等より、各自で情報収集にも心がけて下さい。

[目次へ戻る](#)

(3) 大使館への通報等

ア 各地の現場の状況で、邦人社会でも共有することが望ましいと思われる事柄（例えば、道路の通行不能、当局による立入禁止区域の設定等）については、随時、大使館に通報をお願いします。

イ 自分や自分の家族、又は他の日本人の生命・身体・財産に危害が及び、又は及ぶおそれがあるときは、安全が確保された後、具体的な現状を大使館に通報して下さい。

ウ 大使館より、皆様に様々なご助力を状況によってはお願いすることもあり得ますので、その際は、ご協力をよろしくお願いいたします。

(4) 国外への退避

ア 状況に応じ、各自または派遣企業等の判断により、あるいは大使館の勧めにより、自発的に帰国や第三国への出国を行う場合には、その旨を必ず大使館へ通報して下さい。大使館への連絡が困難である場合には、出国先の日本大使館、又は日本の外務省海外邦人安全課への通報をお願いいたします。

イ 外務省「海外安全情報」（外務省海外安全ホームページ参照）のうち、「レベル4：退避して下さい。渡航は止めて下さい。（退避勧告）」または「レベル3：渡航は止めて下さい。（渡航中止勧告）」が発出された場合には、一般商業便の航空機が運行している間に、事情の許す限り速やかに、国外へ退避して下さい。なお、一般商業便の運行が停止した場合、あるいは座席の確保が著しく困難となった場合等には、大使館に連絡をお願いいたします。（このような場合には、チャーター便（片道エコノミー正規料金の支払いが必要となります。）や、状況によっては陸路のルートを利用した退避を検討することが必要となってくることもあり得ます。仮に、大使館のアレンジによる退避が可能な場合には、大使館より必要な指示をお伝えいたします。）

ウ 事態が切迫し、大使館から退避又は避難のための集結をお願いする場合には、大使館から指定する場所に集結して下さい。大使館にて同集合場所から国外退避への交通手段をアレンジすることもあり得ます。

[目次へ戻る](#)

IV. おわりに

以上、当国において皆様が安全な生活を確保する上で、最低限知って頂きたいポイントをご説明しましたが、安全に関しては常に十分ということはありません。当国の治安情勢はイスラエルとパレスチナや周辺国との関係に左右されることが多いため、常に最新の安全に関する情報を把握されることをお勧めします。大使館では、皆様が安全かつ快適に生活されるよう支援しています。何かご質問等がある場合は、遠慮なく大使館（領事班）までご連絡下さい。

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-695-7292

Fax: +972-(0)3-696-0340

Eメール: ryouji@tl.mofa.go.jp

大使館HP: <http://www.israel.emb-japan.go.jp/html/index.jp.html>

在留届電子登録・変更（3ヶ月以上の滞在）:

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/>

たびレジ登録・変更（3ヶ月未満の渡航）:

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

[目次へ戻る](#)